



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

〈監査委員公告〉

○湖桐提議公告

—

### 監査委員公告

#### 監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により包括外部監査人森田祐司から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表します。

平成19年4月20日

奈良県監査委員

資産の管理状況等について

包括外部監査の結果報告書

第1. 要約

1. 監査テーマと監査の概要

平成 18 年度の包括外部監査では「資産の管理」をテーマに選定しました。国等においても資産・負債の一体管理に関する議論が高まっていますが、奈良県のバランズシートでも約 2 兆円の資産が計上されており、資産の有効活用は非常に重要な課題となっています。また、民間企業では会社法や証券取引法において内部統制の整備が義務付けられるなど内部管理体制の再構築が迫られています。これらの動きは首公庁においても積極的に取り入れるべきものと考えています。

そこで、奈良県が保有するすべての公有財産、物品、基金、現金預金について、資産の活用状況、購入手続、管理状況を中心に内部統制の観点から監査を行いました。具体的な視点としては、①有効に活用され、効率的に管理されているか、②議会に報告される「財産に関する調書」は正確に作成されているか、③資産の管理は法令、規則等に則って行われているか、④資産が物理的・財産的に価値を損なわないうよう管理されているか、を検討しました。地方公共団体が「資産の管理」を行う場合に、この4つの視点で多面的、統合的に管理状況を常に見直すことが重要であると考えるからです。

2. 監査の結果

監査の結果を内部統制の目的に沿って整理すると、以下の通りです。

① 有効に活用され、効率的に管理されているか

遊休資産については「県有地連絡調整会議」において庁内で情報共有されており、活用もしくは売却に向けた検討が行われている点は他の自治体の参考にもなる制度であり、高く評価できるのですが、一部、所管課に管理が一任されたまま長期間遊休となっている土地も見受けられました。県庁全体として最適な活用を検討・実行する運用体制を整える必要があります。

多数の県民が利用する公の施設については「運営評価シート」による評価が行われており、この取り組みも評価に値するものですが、評価の視点が必要しも十分ではないため、施設の今後の方向性を検討する材料として活用し切れて

いない面がありました。評価のあり方について再検討する必要があると思われる。

工作物や物品の管理については、台帳書式が一律に定められていることや、極めて少額のもので一律に管理されていることから、管理業務の負担が過重になっていると思われる。重要性に応じた効率的な管理のあり方を検討する必要があります。

② 「財産に関する調書」は正確に作成されているか

監査対象となった平成 17 年度に財産に関する情報整備が進捗してきていることは評価に値しますが、残念ながら、過去の情報を中心として、「財産に関する調書」にいくつかの誤りが発見されました。これらの誤りを正すことももちろんですが、より重要なことは、今後このような誤りが発生しない体制を整備することです。現物確認(実査)、帳簿間の照合などの手続は、定期的に行うべき手続として周知徹底する必要があります。

③ 資産の管理は法令、規則等に則って行われているか

概ね法令、規則等に則って行われていましたが、一部、公有財産規則等のために即していない手続が見られました。法令、規則は必ず遵守しなければなりません。条例や規則が実状にそぐわない場合は、条例や規則の改正も検討する必要があります。

④ 資産が物理的・財産的に価値を損なわないう管理されているか

前記したように、現物確認が徹底されていないことから、盗難や紛失等を適時に発見できないおそれがあります。物理的な管理という点からも、現物確認は非常に重要です。また、不使用財産については適時に廃棄し、廃棄コストを先送りしないようにする必要があります。

県有施設の維持管理については、長期的な修繕工事の需要予測が行われているものの、具体的な保全計画や予算に反映されていない面があります。短期的な支出削減ではなく、長期的な維持コストを最小化するような管理を行う必要

があります。  
出資については財産としての意識が希薄な面が見られますが、政策目的を達した場合は、投資を回収して新たな行政サービスに振り向けることも考えられます。他の財産と同様、財産的な価値について常に意識を持っておく必要  
があります。

## 第2：外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（以下、「法」という。）第252条の37第1項の規定による包括外部  
監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査の対象  
資産の管理状況等について

(2) 監査対象期間

原則として平成17年度

（必要に応じて、過年度及び平成18年度についても対象とした。）

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

国・地方ともに危機的な財政状況の下、公表されている奈良県の平成17年度末  
普通会計バランスシートでは約2兆円の資産が計上されており、これまでに投資・  
整備されてきた資産の有効活用の重要性がますます高くなってきている。

また、官公庁においても民間企業においても内部管理体制の不備による不祥事が  
見受けられる状況である。

そこで、奈良県における資産（貸付金等の債権及び未収金を除く）を、未利用土  
地及び建物、果有施設、有価証券及び出資による権利、その他の公有財産、物品、  
基金及び現金預金に区分し、資産の活用状況、購入手続、管理状況を中心に内部統  
制の観点から監査を行うことが必要であると認識した。

### 4. 外部監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）

(1) 監査の要点

外部監査の実施に当たっては、「内部統制」の考え方にに基づき、手続を行った。  
内部統制とは、業務が適法かつ有効かつ効率的に行われるための内部管理体制の  
ことであり、会社法や証券取引法にも反映されるなど昨今民間企業において特に

<p>重視されている概念であるが、内部統制の考え方は地方自治体においても非常に有効である。例えば、日本公認会計士協会地方公共団体監査特別委員会研究報告第1号「地方公共団体における内部統制」では、地方公共団体における内部統制を、「住民の福祉を増進するために、地方公共団体の事務が、地方自治法第9条第14項から第16項までに定めるところに従って、適法かつ正確に行われるのみならず、経済性、効率性及び有列性の観点からも適切に執行され、その資産が適切に管理されるように、管理責任者によって構築される組織及び事務執行におけるすべての手続又は手段並びに記録から構成されている制度」と定義している。</p> <p>「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」(平成19年2月15日、企業会計審議会)によれば、内部統制は、基本的に以下の4つの目的を達成するためのプロセスと位置付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務の有効性及び効率性</li> <li>② 財務報告の信頼性</li> <li>③ 事業活動に関わる法令等の遵守</li> <li>④ 資産の保全</li> </ul> <p>そこで、これら4つの目的に沿って監査要点を設定した。主な監査要点は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務の有効性及び効率性 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公有財産及び物品を保有目的に従いかつ効率的に管理しているか。</li> <li>● 遊休資産(未利用土地及び建物)を網羅的に把握しているか。また、遊休資産の利活用もしくは売却の方針を適時に検討・実行しているか。</li> <li>● 県有施設の評価を適切に行い、サービスの水準及び業務の効率性を向上させる方策を適時に立案・実行しているか。また、必要な場合は統廃合や指定管理者制度の導入を検討・実行しているか。</li> </ul> </li> <li>② 財務報告の信頼性 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「財産に関する調書」の記載内容に誤りはないか。また、「財産に関する調書」の信頼性を確保する統制行為を適切に整備・運用しているか。</li> <li>③ 事業活動に関わる法令等の遵守</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公有財産及び物品の取得・除売却・貸付等の管理手続を法令及び例規等に即して行っているか。</li> <li>① 資産の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公有財産及び物品を適切に管理し、破損・劣化・盗難等を防止しているか。</li> <li>● 県有施設の維持管理状況をモニタリングし、適時適切な維持管理を行っているか。</li> </ul> </li> <li>● 出資団体の財政状況を定期的に分析し、出資等の財産的価値を正確に把握しているか。また、必要な場合は出資等の財産的価値を保全する手続が適時に実行されているか。</li> <li>● 基金及び現金預金に係る管理運用の方針を適切に整備し、方針に従って管理運用を行っているか。</li> </ul> <p>なお、出資団体については、運営状況及び財政状況を検討することにより出資の妥当性や出資額の評価について検討するものであり、法252条の37第4項に定める財政援助団体等の包括外部監査とは監査要点が異なるものである。</p> <p>(2) 主な監査手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 監査対象とした資産に関し、取得・処分・貸付等の管理に係る手続について所管課に対するヒアリングを行うとともに、関連する帳票の査閲、帳票間及び帳簿と現物との照合を行った。</li> <li>② 遊休資産の保有状況、今後の活用策について所管課に対するヒアリングを行うとともに、活用計画等の資料を査閲した。</li> <li>③ 県有施設の運営及び維持管理に係る管理の手続及び方針について所管課に対するヒアリングを行うとともに、関連資料の査閲・検討を行った。</li> <li>④ 出資団体の財務諸表等を査閲するとともに所管課に対するヒアリングを行った。</li> <li>⑤ 基金及び現金預金の管理運用方針についてヒアリングを行うとともに関連資料を査閲した。</li> </ul>
--	--

5. 監査対象

平成17年度において奈良県が保有するすべての公有財産、物品、基金、現金預金を対象とした。貸付金等の債権及び未収金については昨年度の包括外部監査(注一)、「未収金の財務事務について」において監査対象としたため、今年度の監査対象からは除外した。

6. 外部監査の実施期間

平成18年8月1日から平成19年3月27日まで

7. 外部監査人補助者の資格と名前

- 公認会計士 酒井 清
- 公認会計士 大西寛文
- 公認会計士 牧野康幸
- 公認会計士 坂戸史朗
- 公認会計士 世羅 徹
- 公認会計士 鈴木 亮
- 公認会計士 井上純子
- 公認会計士 村上恵美

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第3. 奈良県における資産の状況

1. 資産の状況

(1) 公有財産

平成17年度末における奈良県の公有財産の状況は以下の通りである。(「奈良県県有財産表 平成18年3月31日現在」総務部管理課作成 より)

①土地及び建物

区	本	庁	分	全	土	建
					地	物
					㎡	㎡
行	政	財	産	機	33,618.60	57,835.79
				の		
				警	221,485.76	86,446.09
				察		
				(		
				消		
				防)		
				施		
				設	221,485.76	86,446.09
				其		
他						
の						
施						
設	5,388,580.97	287,629.02				
学						
校	2,003,152.04	573,813.74				
公						
寓						
住						
宅	877,515.35	485,223.81				
公						
用						
財						
産						
共						
用						
財						
産						
公						
寓						
住						
宅	1,421,241.37	26,047.75				
公						
寓						
住						
宅	6,351,510.85	320,061.91				
山						
林	7,282,556.96	0.00				
計	23,579,661.90	1,837,058.11				
山						
林	1,057,512.80	70,800.19				
計	10,700,064.38	0.00				
山						
林	11,757,577.18	70,800.19				
計	35,337,239.08	1,907,858.30				

②山林(所有者によるものの面積については再掲)

区	分	面	立
		積	木
		㎡	㎡
行	政	9,158,306.96	234,570.36
財	産		
普	通	36,324,371.38	877,775.00
財	産		
普	通		
財	産		
計			

- ③動産(航空機)
- 行政財産 1機
- 行政財産 238,073.48 ㎡
- 普通財産 25,624,307.00 ㎡
- ④物権(地上権)(山林については再掲)
- 行政財産 8,275 件
- 普通財産 5,108,311 千円
- ⑤無体財産権(出版物著作権等)
- 普通財産 47,989,599 千円
- ⑥有価証券
- ⑦出資による権利

※ 県が所有する山林の面積については、①土地及び建物の山林と、②山林との双方に含まれている。また、地上権を有する山林の面積については、②山林と、④物権(地上権)との双方に含まれている。

(2) 物品

平成17年度末における奈良県の物品の状況は以下の通りである。

なお、奈良県において財産調査に記載される物品の基準額は1点100万円以上  
のものとされている（「財産調査に記載すべき重要物品の指定」昭和48年2月6  
日、奈良県告示第593号）。

区分	単位数	現在高
庁用器具	台(件)	885
美術品	件	688
車輛・舟	台(隻)	724
機械器具	台	4,488
動物	匹	4
その他	件	87

(3) 基金

平成17年度末における奈良県の基金の状況は以下の通りである。

名称	区分	現在高
県債管理基金	現金	44,256,597 千円
文化施設等整備基金	現金	13,989,365 千円
財政調整基金	現金	10,300,703 千円
土地開発基金	不動産/土地	22,620.71 ㎡
美術品等取得基金	現金	3,254,198 千円
災害救助基金	現金	273,398 千円
その他16件	現金	161,761 点
	現金	3,951 千円
	現金	17,659,489 千円

2. 過年度からの推移  
奈良県の資産状況を時系列比較すると以下の通りとなる。(各年度の「財産に関する調査」より)

区分	単位	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	増減率
行政財産							
土地	千㎡	12,978	15,989	16,110	20,071	23,580	81.7%
行政財産	千㎡	11,348	11,325	11,457	11,626	11,756	3.6%
普通財産							
植物	千㎡	1,409	1,528	1,634	1,771	1,897	30.4%
行政財産	千㎡	38	41	53	62	71	88.3%
普通財産	千㎡	43,651	44,732	44,901	43,043	45,483	4.2%
山林	千㎡	541	597	927	995	1,112	105.7%
立木	点	28,009	28,043	27,989	26,134	25,862	-7.7%
動物	年	983	1,559	3,418	5,822	8,275	741.8%
無体財産権	百万円	747	1,287	2,207	5,108	11,315	1433.8%
有価証券	百万円	3,129	16,039	41,100	48,197	47,990	1433.8%
出資による権利	点	3,245	4,346	5,649	6,444	6,876	111.9%
物品	千円	37,649	35,342	37,798	34,399	29,179	-22.5%
債権							
土地	千㎡	1	1	21	21	23	2899.3%
不動産	点	12,703	14,876	5,004	63,271	161,765	1179.4%
現金	百万円	6,584	38,363	72,402	85,492	91,738	1293.3%

\*1 県が所有する山林の面積については、土地と山林との双方に含まれている。  
また、地上権を有する山林の面積については、山林と物権との双方に含まれている。  
\*2 増減率は昭和60年度と平成17年度との比較による数値である。  
\*3 単位未満は四捨五入している。

20年前と比較すると、特に土地（行政財産）、無体財産権、有価証券、出資による権利、物品、基金が大幅に増加している。  
土地（行政財産）の増加は、矢田山遊びの森の用地買収（2,993千㎡）、春日山特別保存地区の用地買収（1,878千㎡）などによるものである。  
無体財産権はほとんどが県政広報用テレビの新番組制作にかかる著作権である。  
有価証券の増加は、株式会社株式取得によるものである。  
出資による権利の増加は、道路公社に対する出資（368億円）などによるものである。  
物品の増加は、医科大学附属病院の診療用機器の購入（約2,000点、約150億円）などによるものである。  
基金の増加は、県債管理基金の積立（442億円）、財政調整基金の積立（103億円）、文化施設等整備基金の積立（160億円）などによるものである。

3. 他団体との比較  
 奈良県の資産状況を他県（政令指定都市が存在しない県のうち、財産に関する調査等が入ってきたもの）と比較すると以下の通りとなる。（各県の「財産に関する調査」もしくは「県有財産表」より）

区分	単位	奈良県	他団体平均	滋賀県	和歌山県	三重県	新潟県	富山県
行政財産								
土地	千円	23,580	27,846	17,085	17,764	15,931	14,377	20,991
行政財産	千円	11,758	10,475	7,586	903	778	31,210	4,802
普通財産	千円	1,837	2,057	2,023	1,766	2,137	2,757	1,631
建物	千円	71	122	57	23	45	206	111
行政財産	千円	45,483	75,475	49,081	26,574	35,359	61,853	105,785
普通財産	千円	1,112	1,653	978	688	563	922	1,479
立木	千円	1	8	7	12	14	9	9
動物	千円	25,892	45,557	44,582	24,986	35	32,109	30,210
無体財産権	年	8,275	48	25	63	82	39	39
無体財産権	千円	5,108	4,788	1,861	15,243	3,068	6,928	8,588
有価証券	百万円	47,990	33,876	28,624	13,947	28,218	32,176	27,049
出賃による権利	年	6,576	6,111	8,388	8,450	6,219	8,505	8,505
出賃による権利	百万円	29,179	79,712	81,160	58,883	不明	400,798	40,158
債権	千円	23	2,562	588	-	213	22	23,956
土地	千円	161,765	90,484	266,256	9,738	37,290千円	176,418	7,459
動物	千円	5,421	6,795	-	2,489	-	21	10,112
有価証券	百万円	4,899	2,126	2,126	18,872	10,112	18,872	10,112
債権	百万円	85,768	58,989	58,989	58,989	58,989	96,078	30,457
現金	百万円	91,738	91,738	91,738	91,738	91,738	91,738	91,738

区分	単位	石川県	長野県	香川県	愛媛県	高知県	宮崎県
行政財産							
土地	千円	57,911	101,533	10,384	11,900	12,415	36,041
行政財産	千円	5,336	2,861	5,155	13,136	22,306	21,159
普通財産	千円	1,913	3,278	1,807	1,678	1,946	1,995
建物	千円	283	308	42	108	37	118
行政財産	千円	50,494	176,566	30,137	69,203	91,210	132,940
普通財産	千円	2,220	2,403	302	1,684	1,771	5,171
山林	千円	7	2	12	11	7	6
立木	千円	7,187	87,972	25,891	56,817	54,338	137,019
動物	千円	36	24	24	7	56	130
無体財産権	年	1,705	434	486	2,826	10,650	882
無体財産権	千円	27,021	41,731	70,967	55,774	23,778	22,995
出賃による権利	年	8,651	4,116	4,957	4,957	3,950	5,504
出賃による権利	百万円	42,466	31,430	39,477	19,980	45,103	43,262
債権	千円	-	-	-	-	-	-
土地	千円	4,787千円	91,319千円	12	2,727千円	3,923千円	44,228千円
動物	千円	10,012	5,969	400	2,134	19,593	6,064
有価証券	百万円	14,479	7,003	2,558	33	18,872	10,112
債権	百万円	83,292	78,419	37,722	49,069	40,791	81,761
現金	百万円	91,738	91,738	91,738	91,738	91,738	91,738

1. 県が所有する山林の面積については、土地と山林との双方に含まれている。  
 また、地上権を有する山林の面積については、山林と敷地との双方に含まれている。  
 2. 県広域圏は四捨五入している。

他団体平均と比較すると、土地（普通財産）、無体財産権、出賃による権利が多いことが分かる。  
 土地（普通財産）については、主に県南部の県有林であるが、他団体の面積を考慮しても、比較的多くの県有地を有していることが分かる。  
 無体財産権については、ほとんどが県政広報用テレビの番組制作にかかっているが、他団体ではこれらの著作権設定を行っている例は少ないようである。  
 出賃による権利については、道路公社に対する出賃金が4分の3以上を占めている。  
 また、基金について有価証券で運用していないことも特徴であるが、これは一般会計の一时的な資金不足を基金借入金で賄っていることにより、基金の長期固定的な運用を行っていないためである。

4. 資産管理と政策・施策との関連

(1) 総合計画

奈良県では、平成17年度までを目標年次とした「やまと21世紀ビジョン」を平成17年度に定め、「やまと21世紀ビジョン」の着実な実現と県政における緊急課題の解決に向けて、平成22年までの5年間、県が主導的に取り組む事業を「やまと21世紀ビジョン実施計画（2006～2010）」としてまとめている。

この実施計画の中のプログラム（小施策）として、「公共施設へのアクセス・マネジメント導入」があり、より効果的・効率的な公共施設の維持管理手法の導入・推進が掲げられている。

(2) 行財政改革実施計画

奈良県では、平成14年3月に策定した「奈良県新行財政改革大綱」の趣旨を徹底するため、平成17年度からの3ヶ年を目標として、具体的実施項目と目標を掲げた「第二次新行財政改革実施計画」を策定しており、平成18年3月には「第二次新行財政改革実施計画[改定]」を公表している。

この「第二次新行財政改革実施計画[改定]」では31の中項目が掲げられているが、その中で資産の管理に関連するものとして以下の項目がある。



① 公の施設の見直し  
 「公の施設改革推進指針」に基づく施設のあり方の抜本的見直しや、指定管理者制度の導入、図書館の統合などが掲げられている。

② 公社・事業団の見直し  
 経営状況自己診断シート等を活用し、存廃を含めた団体のあり方を抜本的に見直すこととされている。

③ 公有財産の有効活用  
 公有財産の有効活用として、以下の 3 つの取組項目が掲げられている。

- 未利用財産の有効活用
- 公有施設の適切な管理と有効活用（ストックマネジメント）
- 県立高校再編に伴い今後使用されなくなる校地・校舎の有効活用

これらの項目については、公有財産等の管理状況を監査する過程でその進捗状況及び手続の効率性・有効性について検討している。

なお、公の施設の見直し及び公社・事業団の見直しについては、平成 18 年 3 月に公表された「奈良県集中改革プラン」において具体的な取組内容が詳しく記載されている。

5. 決算に関する書類等の作成手続

(1) 財産に関する調書

出納長は、毎会計年度決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に長に提出しなければならないものと定められている（法第 283 条第 1 項）が、決算とあわせて提出する書類の一つとして「財産に関する調書」が規定されている（地方自治法施行令（以下、「令」という。）第 166 条第 2 項）。「財産に関する調書」は長が決算を議会の議定に付するに当たって提出する書類の一つとされている（法第 283 条第 5 項、令第 166 条第 2 項）。

出納長が「財産に関する調書」を作成するため、課長及び出先その他の機関の

長は 4 月 30 日までに財産調書を作成し、以下に定める者へ提出するものとされており（奈良県会計規則（以下、「会計規則」という。）第 42 条）、その様式も定められている（会計規則第 42 条関係通知）。

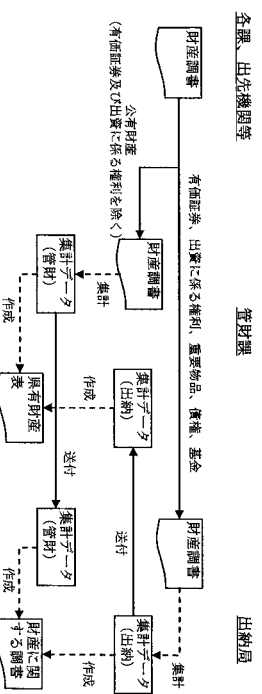
有価証券、出資に係る権利、重要物品、債権 …… 出納長  
 公有財産（有価証券及び出資に係る権利を除く） …… 管財課に勤務する出納員  
 管財課に提出された財産調書については集計後出納長に提出され、直接出納長に提出された財産調書と合わせ、前年度の調書と比較を行うとともに提出された書類と照合して内容の確認・チェックを行い、「財産に関する調書」を調製している。

(2) 公有財産表

公有財産表は法令で定められた書類ではなく、各財産所管課の職務の内部資料として作成されているが、県政情報センターで請求すれば閲覧することが可能である。内容は財産に関する調書とほぼ同じであるが、公有財産について 1 件ごとの明細が記載されていること、前年度末残高及び年度中の増減については記載がないことなどが財産に関する調書と異なる点である。

出納長に提出された財産調書の集計データを管財課に送付し、管財課に提出された財産調書と合わせて公有財産表を作成している。

以上を整理すると、各書類の作成業務の流れは以下ようになる。





第4. 公有財産（有価証券及び出資による権利を除く）

1. 監査の視点

(1) 業務の有効性及び効率性

公有財産（有価証券及び出資による権利を除く）が保有目的に従いかつ効果的に管理されているかについて検討した。ただし、遊休資産（未利用土地及び建物）、及び、県有施設のうち多数の利用者を対象とする施設については、それぞれが行政目的に従って有効に活用されているかが特に重要であることから、第5. 未利用土地及び建物、及び、第6. 県有施設 で別に検討した。

(2) 財務報告の信頼性

「財産に関する調書」のうち公有財産（有価証券及び出資による権利を除く）に係る部分について記載誤りがないか、また、記載誤りを防止・発見する手続が整備・運用されているかについて検討した。

(3) 事業活動に関わる法令等の遵守

公有財産（有価証券及び出資による権利を除く）の取得・除却・貸付等の管理手続が法令及び例規等に基づき適法に行われているかについて検討した。

(4) 資産の保全

公有財産（有価証券及び出資による権利を除く）の物的管理について、破損・劣化・盗難等のリスクから適切に保全されているかについて検討した。ただし、県有施設のうち多数の利用者を対象とする施設に係る維持管理については特に重要であること、また県の施策上も一項目として挙げられており管理手続も別に行われていることから、第6. 県有施設 で別に検討した。

2. 実施した監査手続

管財課に対し、公有財産の管理手続についてヒアリングを行うとともに、第8. 物品 2. 実施した監査手続 に記載する4つの機関について、公有財産の現物管理および帳簿等の整理状況を検証した。

また、平成17年度末の県有財産表データより管理上重要と考えられるものを中心に41件のサンプルを抽出し、次の手続を実施した。

a) 旧公有財産台帳（紙ベース）との照合を行い、システム登録が適切に行われているかどうかを確かめた。

b) a)の手続により、旧公有財産台帳への記載不備等が発見されたものについて、管財課担当者、所管課担当者にヒアリングを行った。

c) 平成17年度に異動のあった物件について、公有財産異動等報告書などの掲載資料と照合した。

d) サンプルのうち貸付を行っているものについて、手続や貸付料等の妥当性を検証した。

e) 公有財産規則等に従い管理が適切に行われているかどうかについて、サンプルを中心に公有財産台帳のレビューにより確かめた。

抽出したサンプルは以下の通りである。

土地、建物

物件名	土地面積 (㎡)	土地取得価額 (円)	建物面積 (㎡)	建物取得価額 (円)	管理形態/普通財産の別	所管課
西武松原駅前所	-	-	910.00	17,038.07	取得あり 行政財産	南河内広域 （建設局）
文化会館	17,688.66	*	-	-	取得あり 行政財産	文化会館
公立会館	-	-	9,098.00	-	取得あり 行政財産	公立会館
奈良公園（池池地区）	10,654.23	取得あり	-	-	取得あり 行政財産	奈良公園管理事務所
奈良公園管理事務所	91,293.75	取得あり	-	-	取得あり 行政財産	奈良公園管理事務所
〜）1号地	95,644.69	取得あり	-	-	取得あり 行政財産	〜）1号地管理事務所
南河内病院	31,983.00	*	3,629.27	-	取得あり 行政財産	南河内病院
吉備園	8,971.78	*	235.47	-	取得あり 行政財産	吉備園
春日山特別行楽地区	1,977,618.10	取得あり	-	-	取得あり 行政財産	春日山特別行楽地区
工業技術センター	10,626.11	取得あり	11,189.18	-	取得あり 行政財産	工業技術センター
大和庁舎上東区庁舎	8,774.81	*	-	-	取得あり 行政財産	大和庁舎上東区庁舎
大和庁舎上東区庁舎 （旧大和庁舎）	10,831.00	*	-	-	取得あり 行政財産	大和庁舎上東区庁舎 （旧大和庁舎）
奈良住宅（旧奈良市庁舎）	353.00	*	-	-	取得あり 行政財産	奈良住宅（旧奈良市庁舎）
大和庁舎上東区庁舎 （旧大和庁舎）	77,579.80	*	-	-	取得あり 行政財産	大和庁舎上東区庁舎 （旧大和庁舎）
中布宮霊苑	2,323.90	*	777.89	-	取得あり 行政財産	中布宮霊苑
聖徳太子行宮跡南院	106,926.63	*	33,979.82	-	取得あり 行政財産	聖徳太子行宮跡南院
聖徳太子行宮跡南院 （旧大和庁舎）	1,340.00	*	38,681.88	-	取得あり 行政財産	聖徳太子行宮跡南院 （旧大和庁舎）
大和庁舎上東区庁舎 （旧大和庁舎）	102,413.78	*	-	-	取得あり 行政財産	大和庁舎上東区庁舎 （旧大和庁舎）
奈良公園管理事務所 （旧奈良市庁舎）	30.33	取得あり	-	-	取得あり 行政財産	奈良公園管理事務所 （旧奈良市庁舎）
大和庁舎上東区庁舎 （旧大和庁舎）	4,693,122.00	取得あり	-	-	取得あり 行政財産	大和庁舎上東区庁舎 （旧大和庁舎）
大和庁舎	942.01	取得あり	-	-	取得あり 行政財産	大和庁舎
高宮民家	1,933.00	*	757.50	-	取得あり 普通財産	高宮民家
大和庁舎	151.00	*	-	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	490.90	*	-	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
古墳	-	-	714.56	-	取得あり 普通財産	古墳
大和庁舎	4,823.95	*	-	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	2,723.65	*	-	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	67,144.00	取得あり	13,095.67	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	65,020.00	*	-	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	3,503.67	*	-	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	11,544.73	*	-	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	168,524.96	取得あり	1,555.01	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	16,591.85	取得あり	4,222.35	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	14,072.72	*	-	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	728.97	*	1,234.37	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	31,209.00	*	10,826.92	-	取得あり 普通財産	大和庁舎
大和庁舎	12,710.00	取得あり	-	-	取得あり 普通財産	大和庁舎

※取得価額の一例として金額に取得がないもの

3. 管理手続の概要

(1) 取得について

a) 所管課は、公有財産の取得、普通財産の処分等にあたっては、管財課と協議を行う必要がある（奈良県公有財産規則（以下、「公有財産規則」という。）第6条）。

b) 所管課は、公有財産の取得にあたり①取得の目的、②取得の区分、③物件等の表示及び所在、④相手方の住所及び氏名、⑤取得予定価額及びその算定基礎、⑥普通財産を出資の目的とするときは、当該普通財産の表示及び評価額、⑦契約書案、⑧その他参考となる事項、を何書に記載の上、関係図面、登記事項証明書その他必要と認められる書類を添えて決裁を受ける必要がある（公有財産規則第8条）。その上で、工事業者、納入業者との契約を行い、公有財産となるべき物件を取得する。

c) 公有財産を取得したときには、所管課は公有財産異動等報告書を作成し、管財課に提出しなければならない（公有財産規則第26条）。

d) 管財課は公有財産（道路用敷地を除く）について台帳を備えなければならない（公有財産規則第23条第1項）。所管課は、公有財産について台帳の副本を作成し、整備しておかなければならない（公有財産規則第23条第5項）。

